

令和4年台風第15号により

被害を受けられました皆さまへ

Next少額短期保険株式会社

このたびの令和4年台風第15号により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、下記の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

◎災害救助法適用時の特別措置◎

災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に【継続契約の手続き】ならびに【保険料のお支払い】につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望の場合は、弊社担当窓口までご連絡ください。

～弊社担当窓口～

e-Netグループ事務センター(受付窓口:e-Net少額短期保険):0120-089-998

受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

■災害救助法適用地域と法適用日		
適用地域		法適用日
【静岡県】	静岡市（しずおかし） 浜松市（はまつし） 沼津市（ぬまつし） 三島市（みしまし） 富士宮市（ふじのみやし） 島田市（しまだし） 富士市（ふじし） 磐田市（いわたし） 焼津市（やいづし） 掛川市（かけがわし）	2022年9月23日(金)

■災害救助法適用地域と法適用日		
適用地域		法適用日
【静岡県】	藤枝市（ふじえだし） 御殿場市（ごてんぼし） 袋井市（ふくろいし） 裾野市（すそのし） 湖西市（こさいし） 御前崎市（おまえざきし） 菊川市（きくがわし） 牧之原市（まきのはらし） 駿東郡清水町（すんとうぐんしみずちょう） 駿東郡長泉町（すんとうぐんながいずみちょう） 榛原郡吉田町（はいばらぐんよしだちょう） 榛原郡川根本町（はいばらぐんかわねほんちょう） 周智郡森町（しゅうちぐんもりまち）	2022年9月23日（金）

以上